

国立大学法人群馬大学役員会規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成22. 4. 1

平成26. 4. 1 令和元. 12. 26

令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項
- (2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 内部統制に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

(報告事項)

第3条 学長又は理事は、役員会の決議事項の実行の経過及び結果その他必要な事項について、役員会に報告する。

(組 織)

第4条 役員会は、次の各号に掲げる役員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事

(会 議)

第5条 役員会は、毎月1回開催することを定例とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 学長は、役員会を招集し、これを主宰する。
- 3 役員会は、役員³分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、学長の決するところによる。
- 5 議事について特別の利害関係を有する理事は、その表決に加わることができない。
- 6 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、学長の職務を代行する。

(監事の出席)

第6条 学長は、必要に応じて監事に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(役員以外の者の出席)

第7条 学長は、必要に応じて役員以外の者を会議に出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(会議の記録)

第8条 役員会の記録は、総務部総務課長が作成し、出席した役員の確認を経て、保管する。

2 前項の記録には、議事日程、出席した役員の氏名、議案、議事の経過の概略及びその結果その他必要な事項を記載する。

(事務)

第9条 役員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。